

高槻市立第七中学校区 学校応援団 運用規約

高槻市立第七中学校区

1. 趣旨

この規約は、コミュニティ・スクールとしての高槻市立第七中学校区において、地域住民等の支援を得ることで、学校教育の質の向上を図り、地域と協働した学校づくりを推進するため、学校教育活動を支援するボランティア（以下「学校応援団」という。）を運用するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2. 活動内容

学校応援団の活動は、自己の経験や習得している知識・技能や能力等を生かし、中学校区で定めている「めざす子ども像」を実現するための学校教育活動について、学校と協働して支援することを目的とします。

主な活動は、以下の通りです。

- (1)授業支援（ゲストティーチャー、授業の補助指導、安全管理のお手伝い等）
- (2)読書活動支援（読み聞かせ、図書室開室のお手伝い等）
- (3)放課後学習支援（個別学習支援、テスト前の学習会支援）
- (4)授業外の活動支援（クラブ活動の指導・支援、登下校時の見守り、行事運営のお手伝い等）
- (5)環境整備支援（植栽管理のお手伝い、花壇や畑の管理のお手伝い、校内の清掃、
プール開き前の清掃等）
- (6)その他校長が必要と認める活動

3. 学校応援団への登録

学校応援団に登録できる人（又は団体）は、校区及び各学校の教育目標を理解し、教職員と連携・協働できる人（又は団体）とします。

学校応援団への登録は、紙媒体もしくはデジタル媒体によるものとします。収集したデータは、学校応援団の運用以外には使用せず、管理は学校及び地域学校協働活動推進員が行います。

4. 学校応援団の運用

各校の教育活動への支援の要望をもとに、事前に登録・作成した学校応援団名簿から、その状況等を勘案して支援していただく人（又は団体）を選出します。学校の担当者または地域学校協働活動推進員から登録者に連絡し、支援内容、日時、学年等の確認を行います。詳しい内容の確認については、当該学年や担当者で行います。尚、活動の内容等については、保護者、地域住民、高槻市教育委員会に情報を提供します。また、人権上配慮すべき時は、お手伝いいただく方の性別の限定を行うことがあります。

5. 留意事項

学校応援団は、活動に際して、公立の学校教育へのサポートという性質を理解し、次の点に十分留意することをお願いします。

(1) 児童生徒の情報管理、守秘義務の保持

学校では児童生徒の様々な情報を扱うことから、守秘と情報管理の義務を負います。学校応援団活動内で得た情報は、活動中のみならず、活動終了後も漏えいしないように願います。

(2) 危機管理、安全配慮

学校では様々な危険が予測されることから、サポート活動の中では、教職員と同様に危機管理意識をもって安全に配慮して活動してください。

(3) その他不適切と思われる行動を厳に慎むこと

信用を失墜する行為、政治的活動及び宗教的活動を行わないでください。

学校応援団の活動において問題がある場合は、その内容について組織的に把握・検討し、円滑な運用になるよう調整します。調整が困難な場合は、登録を取り消すことがあります。

6. 実費弁償および保険等の取り扱い

学校応援団については、ボランティアという性質に鑑み、原則として無償とします。ただし、高槻市が定める学校教育活動サポーターに登録することで、「高槻市学校教育活動サポーターに関する要綱」に則り、実費弁償を支払うことができます。また活動中は保険の対象となります。

尚、PTA活動として同様のサポート活動に従事する場合には支払われません。その場合の活動に係る保険に関してはPTA加入の保険の対象となります。

7. その他

この活動を行う上で、記録・広報のために写真撮影をすることがありますが、登録者はそれに同意したものとします。但し、ホームページや広報誌等で使用する写真について使用を控えてほしい場合には、登録者自らが申し出ること、使用を控えることとします。また、活動内容について、個人のSNS等に掲載しないようご配慮をお願いします。

令和5年10月1日